

1 昭和36年7月25日 火曜日 鳥取県公報 第3244号

昭和毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第四百五十五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条第三項において準用する同法第四条の規定により、私立各種学校の設置を次のように認可した。

昭和三十六年七月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

設置することを認可した各種学校

名 称 在 地

久松学院 鳥取市東品治町二番地の一
上根政幸 設置者 認可年月日

久松学院

鳥取市東品治町二番地の一
鳥取ドレスメーク女学院内

上

根 政 幸

設 置 者

昭和三十六年六月二十八日

年

月 日

鳥取市三伯医師会
准看護婦養成所

鳥取市寺町一〇二番地
鳥合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとす

社団法人 鳥取市三伯医師会
会長 松岡新平 昭和三十六年六月二十八日

年

月 日

月

日

鳥取県告示第四百十六号

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとす

る噴きよ排水土地改良事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用す

変更並びに建物の改築許可」を「家畜市場の登録」に、「家畜市場条例」を「家畜取引法」に改める。

整理番号57の項中「山林事務所」を「農林振興局」に改める。

整理番号63の項中受付課欄の「山林事務所」を「農林振興局」に、處理課欄の「山林事務所」を「林務課」に改める。

整理番号64及び65の項中受付欄の「农」を「農林振興局」に、處理課欄の「农」を「農林振興局」に改める。

整理番号68の項中「山林事務所」を「農林振興局」に改める。

る同法第十条の規定により、昭和三十六年七月八日認可した。

昭和三十六年七月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

昭和三十六年七月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

改正し、昭和三十六年七月二十五日から施行する。

場 所 鳥取市西品治字上狭間八三三ノ二番地先から
八三四ノ二番地先まで

道路敷

七七、四五坪

関係図面は土木部管理課に保管

内訓甲第四号 内 訓 甲

内訓甲第四号

本 府 内 部 部 局
甲 類 附 屬 機 關

許可、認可、免許及び登録等の事務の標準処理期限

(昭和三十六年五月内訓甲第一号)の一部を次のように

改正し、昭和三十六年七月二十五日から施行する。
昭和三十六年七月二十五日
鳥取県知事 石破二朗

根拠法規の欄中「国立公園法」を「自然公園法」に改める。

整理番号11の項中「病院、診療所又は助産所の施設の使用許可」を「病院の施設の使用許可」に改める。

整理番号54の項中「家畜市場開設及び同市場業務規程

次の道路は昭和三十六年七月十四日からその公用を廃止した。

鳥取県告示第四百十七号